

令和4年8月22日

## 都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 神山昌則

副委員長 山本武朝

1 開催日時 令和4年8月22日（月曜日）午前10時58分～午後11時46分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 報告事項

(1) 令和4年第3回定例会提出予定案件

- ①青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ②専決処分の報告について
- ③専決処分の報告について
- ④専決処分の報告について
- ⑤専決処分の報告について
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について
- ⑧専決処分の報告について
- ⑨令和3年度青森市下水道事業会計決算の認定について
- ⑩令和3年度青森市農業集落排水事業会計決算の認定について
- ⑪令和3年度青森市水道事業会計決算の認定について
- ⑫令和3年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について

(2) その他

- ①令和3年度包括外部監査結果への措置状況について
- ②事故の報告について

### ○出席委員

委員長	神山昌則	委員	工藤健
副委員長	山本武朝	委員	藤原浩平
委員	中田靖人	委員	奥谷進
委員	竹山義虎	委員	里村誠悦

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	鈴木裕司	水道部次長	一戸隆雄
都市整備部長	清水明彦	交通部次長	西村務
都市整備部理事	佐々木浩文	都市政策課長	櫻田文明
交通部長	佐々木淳	水道部総務課長	小山内政広
水道部長	横内修	関係課長等	
都市整備部次長	土岐政温		

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主査 木 村 結 衣

○**神山昌則委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

令和4年第3回定例会提出予定案件について報告を求めます。

最初に、「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 令和4年第3回市議会定例会に提出を予定しております、青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

初めに「1 制定理由」ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」につきましては、1つには、長期優良住宅の普及の促進に関する法律におきまして、優良な既存住宅について、建築行為を伴わなくとも長期優良住宅の認定を受けられる制度が創設されたことに伴いまして、その認定申請手数料等を新たに追加するものであります。

従来は、住宅を新築する場合または既存住宅を増改築する場合に、一定の基準を満たし、適切な維持管理をするものに関して認定対象となっております。今回新たに、既存住宅で特に建築行為がなくても、一定の基準を満たし、適切な維持管理をするものに関し認定できるものであります。

2つには、建築基準法においては、災害対策を目的とした応急仮設建築物の許可について、これまで許可期間が2年までとされていましたが、同法の改正により、さらに1年延長することができる旨の規定が追加され、同法に項ずれが生じたため、これを引用する青森市手数料条例の項ずれを解消するものであります。

一例としまして、仮設興行場等の許可審査の場合、引用する条項を建築基準法第85条第5項から第6項に改めるものであります。

「3 施行期日」につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係るものは、法の施行期日と同日の令和4年10月1日、建築基準法に係るものは、公布の日からを予定しております。

御報告は以上となります。

○**神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 具体の例をイメージしたいんですけども、【②建築基準法関係】で、災害対策を目的とした応急仮設建築物ってことなので、市民病院近くの、市のPCR検査センターが応急の仮設だと思うんですけども、これは適用されるのか、お知らせください。

○**神山昌則委員長** 都市整備部長。

○**清水明彦都市整備部長** 今、御発言がありましたとおり、代表的な事例としましてまさに、市民病院駐車場内にありますPCR検査場が該当するものであります。

〔山本武朝委員「承知しました」と呼ぶ〕

○**神山昌則委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神山昌則委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」は、関連する 7 件の専決処分について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

○**佐々木浩文都市整備部理事** 令和 4 年第 3 回定例会に提出を予定しております、事故の和解及び損害賠償の額の決定に関わる専決処分 7 件につきまして、御手元に配付しております資料に基づき、御説明申し上げます。

なお、本案件のうち、資料 1 から資料 5 までの 5 件につきましては、7 月開催の本協議会におきまして、専決処分の報告をしておりますが、改めて御説明させていただきます。

資料 1 を御覧ください。

事故の発生は、令和 4 年 3 月 2 日、午後 5 時 45 分頃に、浜田字玉川付近の市所有の法定外公共物道路におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前後輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として 1 万 9944 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 4 年 7 月 19 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料 2 を御覧ください。

事故の発生は、令和 4 年 3 月 11 日、午前 5 時頃に、牛館字松枝の市道新町野 6 号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及び右側前後輪ホイールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として 2 万 7995 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 4 年 7 月 19 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料 3 を御覧ください。

事故の発生は、令和 4 年 3 月 11 日、午後 6 時 30 分頃に、幸畑字唐崎の市道筒井幸畑団地線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として 2 万 460 円を負担することで合意し、合意内容について、令和 4 年 7 月 19 日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料 4 を御覧ください。

事故の発生は、令和 4 年 4 月 16 日、午後 2 時 30 分頃に、浜田字玉川の市道浜田 20 号線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、右側前輪タイヤ及びホイールを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として6930円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に、資料5を御覧ください。

事故の発生は、令和4年5月4日、午前11時30分頃に、国道103号を走行中の車両が市道中央卸売市場1号線と交わる青森中央学院大学付近の交差点で信号待ちのために停車していたところ、暴風の影響により、国道103号の歩道に設置しております、市管理の案内版から金属片が落下し、車両を損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として28万6088円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月19日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に資料6を御覧ください。

事故の発生は、令和4年1月25日、午後6時40分頃に、里見二丁目の市道三内久須志線におきまして、走行中の車両が道路の穴に落ち、左側前輪タイヤを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として1万3710円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年7月26日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

次に資料7を御覧ください。

事故の発生は令和3年12月4日、午後5時35分頃に、市道四ツ石田茂木野線を走行中の車両が、道路を塞ぐように倒れていた木に衝突し車両のフロントを損傷したものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対して、車両修理費として14万9754円を負担することで合意し、合意内容について、令和4年8月5日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償につきましては、いずれも市が加入している保険で対応しております。

専決処分の報告につきましては以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度青森市下水道事業会計決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 令和4年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和3年度青森市下水道事業会計決算の概要につきまして、配付いたしております資料「令和3年度 青森市下水道事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」に基づき、御説明いたします。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側上段の営業収益のうち、下水道使用料につきましては、36億3067万余円で、前年度に比較し2172万余円、率にして0.6%の減となりました。

雨水処理負担金は、一般会計からの繰入れであり、10億4973万余円で、前年度に比較し1342万余円、率にして1.3%の増となりました。

受託工事収益は、県道及び市道の道路工事に伴う下水道工事の収益であり、492万余円で、前年度に比較し143万余円、率にして41.1%の増となりました。

積雪融雪処理槽負担金は、国・県からの負担金であり、379万余円で、今冬の降雪状況に伴い使用日数が増となったことにより、前年度に比較し249万余円、率にして191.8%の増となりました。

その他営業収益は、490万余円で、上下水道の組織統合に伴い、上下水道課長の人件費負担方法を変更したことなどにより、前年度に比較し、571万余円、率にして53.8%の減となりました。

この結果、営業収益の計は、46億9404万余円となりました。

次に、営業外収益につきましては、一般会計補助金（基準内）は、1億932万余円で、分流式下水道に係る繰入金が減となったことにより、前年度に比較し、9531万余円、率にして46.6%の減となりました。

一般会計補助金（基準外）は、3億5151万余円で、これは、新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました下水道使用料の免除相当額であり、前年度に比較し、504万余円、率にして1.5%の増となりました。

これに、長期前受金戻入26億6665万余円、その他営業外収益4649万余円を加えた営業外収益の計は、31億7398万余円となりました。

特別利益につきましては、令和2年度末までに収益化できなかった過年度分の長期前受金戻入額であり、9788万余円となりました。

この結果、収益的収入の合計は79億6591万余円で、前年度に比較し1億722万余円、率にして1.3%の減となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費は、5億3422万余円となりました。

動力費は、1億9815万余円で、電気料金の燃料費調整単価の増により、前年度に比較し、1548万余円、率にして8.5%の増となりました。

委託料は、6億6256万余円で、水道事業会計への下水道使用料徴収事務委託料の増などにより、前年度に比較し、3039万余円、率にして4.8%の増となりました。

負担金補助及び交付金は、1億3767万余円で、前年度に比較し、2026万余円、率にして17.3%の増となりました。これは、上下水道の組織統合に伴う共通経費負担金などが要因となっております。

減価償却費は49億5080万余円で、これらの結果、営業費用の計は、67億679万余円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が8億1353万余円、その他営業外費用は、消費税の納税額計算において事業主負担となる消費税の費用処理などで5212万余円、合計で8億6566万余円となりました。

特別損失は、2889万余円で、前年度に比較し6億8712万余円、率にして96.0%の減となりました。その主な要因は、前年度において、地方公営企業法の適用初年度にのみ発生する費用として、退職給付引当金等があったためであります。

この結果、収益的支出の合計は76億135万余円で、前年度に比較し8億924万余円、率にして9.6%の減となりました。

これにより、左側中段にあります収支差引では、当年度純利益として3億6455万余円を計上することとなりました。この当年度純利益は、累積欠損金3億3746万余円を補填し、残額2709万余円は、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債につきましては、建設改良債から借換債までの計で39億6420万円となりました。

これに、建設改良費の財源となる国・県補助金5億9736万余円、企業債の元金分・建設改良費雨水分である一般会計補助金9億3477万余円、受益者負担金・分担金1556万余円、一般会計負担金336万余円、固定資産売却代金820万円を加えた資本的収入の合計は55億2347万余円となりました。

右側の資本的支出であります。建設改良費につきましては、14億5064万余円となりました。その内訳は、汚水管路の新設工事のほか、処理場やポンプ場設備の更新工事となっております。

これに、企業債償還金70億9552万余円を加えた資本的支出の合計は、85億4617万余円となりました。

この結果、資本的収支の差引で、左側下段括弧書きにありますとおり、30億2269万余円の不足額が生じたので、その補填財源として、過年度損益勘定留保資金1億3792万余円、当年度損益勘定留保資金23億3053万余円により補填いたしております。

なお、補填後の収支差引で5億5423万余円の不足となっておりますが、こちらにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの資金不足額は生じておりません。

令和3年度下水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度青森市農業集落排水事業会計決算の認定について」報告を求め

ます。水道部長。

**○横内修水道部長** 令和4年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和3年度青森市農業集落排水事業会計決算の概要について、御説明いたします。

資料「令和3年度 青森市農業集落排水事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧ください。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側上段の営業収益のうち、農業集落排水施設使用料につきましては、7202万余円で、前年度に比較し35万余円、率にして0.5%の減となりました。

その他営業収益は、排水設備の検査手数料で3万余円となり、この結果、営業収益の計は、7205万余円となりました。

次に、営業外収益につきましては、一般会計補助金（基準内）は1億1760万余円で、分流式下水道に係る繰入金が減となったことにより、前年度に比較し、826万余円、率にして6.6%の減となりました。

一般会計補助金（基準外）は、6535万余円で、対象となる維持管理費、支払利息が減となったことにより、前年度に比較し、523万余円、率にして7.4%の減となりました。

これに、長期前受金戻入1億278万余円、その他営業外収益2万余円を加えた営業外収益の計は、2億8576万余円となりました。

この結果、収益的収入の合計は、3億5782万余円となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について主なものを御説明いたします。

職員給与費は、1815万余円、動力費は、1956万余円、委託料は、施設清掃業務や設備の保守点検業務委託などであり、3648万余円となりました。

減価償却費につきましては、1億8706万余円となりました。

これらの結果、営業費用の計は2億7341万余円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払利息が3072万余円、その他営業外費用が506万余円、合計で3578万余円となりました。

この結果、収益的支出の合計は3億919万余円で、前年度に比較し6790万余円、率にして18.0%の減となりました。

これにより、左側中段にあります収支差引では、当年度純利益として4862万余円を計上することとなりました。この当年度純利益は、累積欠損金2935万余円を補填し、残額1927万余円は、資本的支出の財源とするため、青森市公営企業の設置に関する条例第11条の規定に基づき、減債積立金へ積み立てる予定であります。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債は、準建設改良債が1億560万円、借換債が2990万円、これに、一般会計補助金193万余円を加えた資本的収入の合計は1億3743万余円となりました。

右側の資本的支出であります、内訳は企業債償還金のみであり、2億6367万余

円となりました。

この結果、資本的収支の差引きで、左側下段括弧書きにありますとおり、1億2623万余円の不足額が生じたので、過年度損益勘定留保資金1667万余円、当年度損益勘定留保資金8542万余円により補填いたしております。

なお、補填後の収支差引で2413万余円の不足となっておりますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によるところの資金不足額は生じておりません。

令和3年度農業集落排水事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度青森市水道事業会計決算の認定について」報告を求めます。水道部長。

**○横内修水道部長** 令和4年第3回市議会定例会に提出を予定しております、令和3年度青森市水道事業会計決算の概要について、御説明いたします。

資料「令和3年度 青森市水道事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧ください。

初めに、表の上段の収益的収支についてであります。

左側上段の営業収益のうち、水道料金につきましては、48億5815万余円で、前年度に比較し8025万余円、率にして1.6%の減となりました。その主な要因は、給水人口の減等による水需要の減によるものであります。

受託工事収益につきましては、4504万余円で、前年度に比較し1338万余円、率にして42.3%の増となりました。その主な要因は、消防本部からの消火栓移設工事の補償収入が増となったことによるものであります。

その他の営業収益につきましては、2億8187万余円で、前年度に比較し4812万余円、率にして20.6%の増となりました。その主な要因は、下水道使用料等徴収事務に関する下水道事業会計の負担額の増や、上下水道の組織統合に伴う下水道事業会計からの共通経費負担金収入などであります。

この結果、営業収益の計は、51億8507万余円となりました。

営業外収益のうち、一般会計補助金は、児童手当給付経費に対する繰入金であり、1001万余円となりました。

これに、長期前受金戻入2億1714万余円、その他の営業外収益2322万余円を加えた営業外収益の計は2億5039万余円となりました。

特別利益につきましては、土地の売却益があったことにより、714万余円となりました。

この結果、収益的収入の合計は54億4261万余円で、前年度に比較し1803万余円、率にして0.3%の減となりました。

次に、表右側上段の営業費用等について御説明いたします。

職員給与費につきましては、11億2790万余円となりました。

動力費につきましては、1億5790万余円で、電気料金の燃料費調整単価が増となったことなどにより、前年度に比較し、1608万余円、率にして11.3%の増となりました。

薬品費につきましては8973万余円で、堤川浄水場で使用する薬品購入量が減となったことなどにより、前年度に比較し2003万余円、率にして18.3%の減となりました。

受水費は、浪岡地区への給水のため、津軽広域水道企業団から受水した分の料金であり、1億5039万余円で、令和3年度から基本水量の見直し及び料金改定があったことなどにより、前年度に比較し3691万余円、率にして19.7%の減となりました。

維持修繕費につきましては、5億7088万余円となりました。

住宅工事費につきましては、4346万余円で、消火栓移設工事が増となったことなどにより、前年度に比較し796万余円、率にして22.4%の増となりました。

減価償却費につきましては、19億6386万余円、その他物件役務費につきましては、11億3595万余円で、内訳は備考欄に記載のとおり、委託料、負担金などあります。

この結果、営業費用の計は、52億4010万余円となりました。

次に、営業外費用につきましては、支払い利息が2億2388万余円、その他営業外費用14万余円、合計で2億2403万余円となりました。

特別損失につきましては、1370万余円で、漏水等による過年度水道料金の調定更正が増となったことなどにより、前年度に比較し699万余円、率にして104.3%の増となりました。

この結果、収益的支出の合計は54億7784万余円で、前年度に比較し385万余円、率にして0.1%の減となりました。

これにより、左側中段にあります、収支差引では、当年度純損失3523万余円を計上することとなりました。

次に、表の下段の資本的収支について御説明いたします。

まず、左側の資本的収入についてですが、企業債につきましては、前年度と同額の6億円、これに県道整備等に伴う負担金282万余円と、加入金8192万余円、固定資産売却代金140万余円を加えた資本的収入の合計は、6億8615万余円となりました。

右側の資本的支出であります、建設改良費につきましては、30億9992万余円で、前年度から全額繰越した継続工事2件が完了したことなどにより、前年度に比較して、4億963万余円の増となりました。

これに企業債償還金7億9962万余円を加えた資本的支出の合計は、38億9955万余円で、前年度に比較し、4億4579万余円の増となりました。

この結果、資本的収支の差引きで、左側下段括弧書きにありますとおり、32億1339万余円の不足額が生じたので、過年度損益勘定留保資金により補填いたしております。

令和3年度青森市水道事業会計決算の概要につきましては、以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度青森市自動車運送事業会計決算の認定について」報告を求めます。交通部長。

**○佐々木淳交通部長** 第3回定例会に提出を予定しております、令和3年度青森市自動車運送事業会計決算の概要について、御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料「令和3年度 青森市自動車運送事業会計 決算（見込）総括表（税抜）【前年度比較】」を御覧いただきたいと思います。

決算状況の説明に入る前に、資料の左側上段に記載しております事業概況について御説明いたします。

令和3年度におきましては、令和元年度から実施した2シーズン制ダイヤを継続して実施したところでありまして、利用者ニーズに沿った効率的なダイヤ編成に努め運行を行った結果、ダイヤ数については、夏ダイヤ、冬ダイヤともに前年度から1ダイヤ減の、夏ダイヤは137ダイヤ、冬ダイヤは146ダイヤとなりました。路線数につきましては、前年度と同数の17路線、運行便数につきましても前年度と同数の夏ダイヤは871便、冬ダイヤは882便で運行を行いました。輸送人員については、前年度比8万1882人、1.4%減の570万2531人となりました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等によりまして、バス利用者が減少いたしました。交通部といたしましては、安全・安心・快適な輸送サービスの提供及びバス交通の維持・確保を図るため、感染防止対策を講じながら運行を行ったところであります。

それでは、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、資料中段に記載しております、収益的収支について御説明いたします。

左側の収益の欄を御覧ください。

まず、(ア) 営業収益のうち、その太宗を占める運送収益につきましては、前年度比6542万余円増の15億6613万余円となりました。

収益増の主な要因は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響による輸送人員の減に伴い、乗車料収入が減少したものの、不採算路線を維持するための市からの繰入金である生活路線維持負担金が増加したことなどによるものであります。

運送雑収益につきましては、広告料収入が前年度比140万余円減の3280万余円となったものの、運送収益と運送雑収益を合わせた営業収益計では、前年度比6413万余円の増の15億9936万余円となりました。

次に、(イ) 営業外収益につきましては、一般会計からの補助金や新型コロナウイルス感染症予防対策に係る補助金などになりますけれども、まず、他会計補助金が108 万余円増加したものの、補助金が797 万余円の減、長期前受金戻入が938 万余円の減などによりまして、営業外収益の計といたしましては、前年度比2056 万余円減の、3億2382 万余円となりました。

その結果、経常収益計につきましては、前年度比4357 万円、2.3%増の19億2318 万余円となったところであります。

次に、(ウ) 特別利益のうち、過年度損益修正益については、バスカード在庫分の貯蔵品戻入分となります34 万余円であります。その他につきましては、これは過年度分に係る長期前受金戻入でありまして、前年度比3884 万余円減の1億1952 万余円となっており、特別利益計といたしましては、3849 万余円減の1億1986 万余円となり、経常収益に特別利益を加えた事業収益計⑤としておりますけれども、前年度比507 万余円、0.2%増の20億4305 万余円となっております。

続きまして、右側の費用の欄を御覧ください。

(エ) 営業費用のうち、職員給与費につきましては、退職者不補充による正職員の減や運行委託の拡大により、小計⑥のとおり、前年度比8457 万余円減の13億941 万円となりました。

次に、経費のうち、動力・燃料・油脂費については、軽油等の燃料単価の上昇に伴い増加、車両修繕費である部分品費・材料費・外注修繕費につきましては大規模修繕が減となったことにより減少、その他につきましては、委託ダイヤ数の拡大に伴う運行委託料の増に伴う増加でありますけれども、これらなどによりまして、経費につきましては、小計⑦のとおり、前年度比4003 万余円増の6億3253 万余円となったところであります。

減価償却費⑧につきましては、近年のバス車両更新台数の減少等により、前年度比1405 万余円減の2億5307 万余円となり、これらを合わせた営業費用計は、前年度比5858 万余円減の、21億9501 万余円となったところであります。

次に、(オ) 営業外費用につきましては、その他のところでもありますけれども、雑支出として計上する特定収入、いわゆる補助金等に係る消費税額が増加したことなどにより、営業外費用計⑩は、前年度比4089 万余円の増の7289 万余円となりました。

その結果、経常費用計⑪につきましては、前年度比1768 万余円、0.8%減の22億6791 万余円となっております。

(カ) 特別損失は、令和3年度は発生いたしませんでしたので、事業費用計につきましては、経常費用と同額となっております。

その結果、事業収益から事業費用を差し引きました(キ) 純損失——左側の中段の表の下のほうにありますけれども、2億2486 万余円の純損失を計上したこととなりまして、累積欠損金は、27億561 万余円となったところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によります減収に伴う資金不足に対応するため、資料の左側、累積欠損金の下のところに記載しております企業債（3条なお書き）というのがありますけれども、こちらは特別減収対策企業債でありまして、こちらを2億5310万円借り入れたところでありまして。

次に、資本的収支について御説明いたします。

まず、下段の表の右側の部分から御説明いたします。右側の支出を御覧ください。

建設改良費につきましては、令和3年度において、地域連携ICカード——AOPASSや大型ノンステップバスの導入などを行った結果、前年度比で4億6602万余円増の7億1171万余円となりました。

企業債償還金は、前年度比6341万余円減の2億4511万余円となるなど、(A)資本的支出合計は、前年度比4億278万余円増の9億5733万余円となっております。

これに対する左側の収入につきましては、ただいま御説明した支出の財源となる企業債が2億700万円、国・県の補助金が3億5723万余円、他会計補助金が4億6359万余円となっており、(B)資本的収入合計につきましては、前年度比4億4867万余円増の、10億2805万円となっております。

これらの結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における令和3年度の資金不足額は、1億4314万余円となり、資金不足比率は、8.9%となっております。

説明は以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

**○神山昌則委員長** 以上で、令和4年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、「その他」の報告を求めます。

最初に、「令和3年度包括外部監査結果への措置状況について」報告を求めます。  
都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 令和3年度包括外部監査結果への措置状況につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料、「令和3年度包括外部監査結果への措置状況について」の1ページ目を御覧ください。

令和3年度の包括外部監査は監査のテーマを、「持続可能な都市づくり、防災体制、雪対策、土地利用、都市景観の形成、交通インフラの充実に係る財務事務の執行について」として実施されまして、去る3月30日に、包括外部監査人から監査結果が報告されました。

指摘事項及び意見につきましては、4月21日開催の本協議会において、令和3年度包括外部監査結果への対応について御報告しておりましたが、(3)の指摘事項及び意見のとおり、青森市において措置することが必要であると判断された、指摘事

項7件は、いずれも都市建設常任委員会に関連するものであります。改善を要望するという趣旨の意見は38件、そのうち都市建設常任委員会に関連するものが31件ありました。

この監査結果を受けまして、指摘事項及び意見があった事務の所管部局におきまして、検証作業等を行い、是正改善等の処置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

「2 指摘事項への措置状況」の概要について、まず、(1)の対応方針区分であります。記載のとおり、是正、改善、改善検討、相違と、大きく4つに分類しておりまして、(2)対応方針別件数であります。是正が4件で、全て是正済み、改善が3件で、全て改善済みであり、改善検討及び相違はありませんでした。

3ページ目を御覧ください。

「3 意見への対応」につきまして、(2)対応方針別件数であります。改善が38件で、全て改善済みでありまして、改善検討及び相違はありませんでした。

御説明は以上であります。詳細につきましては、資料「令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるようお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、監査の対象となった事務を所管する総務企画常任委員協議会におきましても御報告いたしております。また、講じた措置につきましては、地方自治法第252条の第38第6項の規定に基づきまして、監査委員に通知いたしました。監査委員におきましては、同項の規定により、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされておりまして、市民の皆様には、各支所、市民センター等において縦覧に供するほか、市ホームページ及び9月1日号の「広報あおもり」でお知らせする予定としております。

以上でございます。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

**○清水明彦都市整備部長** 昨冬の大雪により発生した事故につきまして、御手元に配付しております資料に基づき、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

当該事故につきましては、令和4年3月7日、午前9時頃に、市営住宅戸山団地8号棟の入居者が1人で外に出ようとしたところ、1階玄関のひさしに積もった雪が、入居者の背後に落下したため、転倒し下半身が雪に埋まったものであります。

その後、自力で雪の中から脱出し、持っていた携帯電話で救急車を要請し、医療機関を受診され、診断の結果、右下腿足関節骨折、右股関節骨折、左足関節骨折と診断されまして、5月19日まで入院後、現在は月1回程度の通院治療を行っております。

ます。

今回の事故につきまして、現在市が加入しております保険会社と協議しながら、相手方と示談に向けて交渉中であります。

事故の報告につきましては以上です。

**○神山昌則委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

**○神山昌則委員長** このほか、委員の皆さんから、御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○神山昌則委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )